

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 吉岐振興局

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	吉岐振興局	建設部 建設課	H29.6.7	吉岐振興局土砂災害警戒区域等設定確認業務委託	3,624,480	大村市池田2丁目1311番3 公益財団法人 長崎県建設 技術研究センター 理事長 宮崎 東一	本業務は、高度な行政的な判断が求められるため、最も信頼できる相手を選定する必要がある。また、私権の制限等を行う基礎となるため、統一性・信頼性のもと、公平・中立な立場で確認を行う必要があり、請負者から資金面、人事面で直接影響を受けない委任先であることが求められる。よって、公益財団法人 長崎県建設技術研究センターを契約相手とする。	第167条の2 第1項第2号
2	吉岐振興局	農林水産部 農林整備課	H29.6.19	郷ノ浦地区積算資料作成業務委託	2,008,800	長崎県大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	県内の21市町および97土地改良区を会員とする公益法人たる長崎県土地改良事業団体連合会(以下「土改連」という。)は、県と共同して県営事業の積算の際に用いる農業農村整備標準積算システムを保守している点、「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」において設計・積算・工事監督等の発注関係業務を行うことができる発注者支援機関として認定されており、使用許諾契約に基づく守秘義務を有している点から、昨年度まで随意契約としていた。今回、土改連の性格、委託する業務の範囲、土改連と随意契約が可能な業務の要件について再度検討したが、契約の相手方が特定されるという性格上、積算業務を委託するのは公益法人が望ましい点、使用許諾契約に基づく守秘義務を有していることから、秘密の保持についても期待できる点から今回においても土改連との随意契約1者見積とした。	第167条の2 第1項第2号
3	吉岐振興局	建設部 建設課	H29.6.30	主要地方道勝本石田線外1線道路災害防除工事(1工区)	3,186,000	吉岐市勝本町布気触289番 地 有限会社トウケン工業 代表取締役 長岡 幾子	平成29年6月29日～30日の集中豪雨(連続雨量468mm(6/29午前6:40～6/30午前5:50))により、主要地方道郷ノ浦沼津勝本線の勝本町本宮仲触付近で30日未明に道路法面が一部崩落し、当現場が全面通行止めとなった。 当現場は、島内の主要幹線道路でありバス路線となっているため、早期復旧が必要であることから、吉岐振興局建設部建設課より当該路線の緊急時対応業者として指定を受けている(有)トウケン工業に緊急出動要請を行い、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項第5号
4	吉岐振興局	建設部 建設課	H29.6.30	主要地方道勝本石田線外1線道路災害防除工事(3工区)	3,153,600	吉岐市芦辺町国分本村触1 234番地 株式会社宮坂組 代表取締役 宮坂 満治	平成29年6月29日～30日の集中豪雨(連続雨量468mm(6/29午前6:40～6/30午前5:50))により、一般県道国分箱崎線の芦辺町箱崎釘ノ尾触付近で30日未明に道路法面が一部崩落し、当現場が全面通行止めとなった。 当現場は、島内の主要幹線道路でありバス路線となっているため、早期復旧が必要であることから、吉岐振興局建設部建設課より当該路線の緊急時対応業者として指定を受けている(株)宮坂組に緊急作業出動要請を行い、1者随意契約とした。	第167条の2 第1項第5号
5	吉岐振興局	建設部 建設課	H29.6.30	芦辺漁港災害復旧工事	7,830,000	吉岐市芦辺町箱崎中山触8 28番地1 株式会社なかはら 代表取締役 野見山 茂生	平成29年6月29日～30日の集中豪雨(連続雨量468mm(6/29午前6:40～6/30午前5:50))により、谷江川から芦辺漁港に葦が大量に流失し、船舶の接岸・離岸に著しい障害が生じた。 船舶の安全な接岸・離岸の確保並びに潮の満ち干き等による漁港内での葦漂流による被害拡散防止のため、6月30日に「大規模災害発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」に基づき、(一社)長崎県港湾漁港建設業協会に緊急作業出動要請を行い、緊急作業が可能業者として指定を受けた(一社)長崎県港湾漁港建設業協会の会員事業所(株)なかはらと1者随意契約をした。	第167条の2 第1項第5号

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 杵岐振興局

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	杵岐振興局	建設部 建設課	H29.6.30	勝本港御手洗臨港道路災害復旧工事	5,248,800	杵岐市芦辺町国分本村触1 234番地 株式会社宮坂組 代表取締役 宮坂 満治	平成29年6月29日～30日の集中豪雨(連続雨量468mm(6/29午前6:40～6/30午前5:50))により、勝本港タンス地区の臨港道路側面の山が一部崩落し、臨港道路に土砂が堆積した。このため、臨港道路が通行できなくなり、港湾関係者及び近隣住民の通行に支障をきたした。交通の確保のため、6月30日に「大規模災害発生時における支援活動(社会貢献)に関する協定書」に基づき、(社)長崎県建設業協会の杵岐支部に緊急作業出動要請を行い、緊急作業が可能な業者として指定を受けた(社)長崎県建設業協会杵岐支部の会員事業所(株)宮坂組と1者随意契約をした。	第167条の2 第1項第5号
7	杵岐振興局	農林水産部 農林整備課	H30.1.4	立石地区埋蔵文化財発掘調査業務委託	1,600,000	杵岐市郷ノ浦町本村触562 番地 杵岐市長 白川 博一	当該業務は、農山交付金 通作条件整備 立石地区の農道整備事業における計画路線が、「小場遺跡」指定範囲内にあるため行う埋蔵文化財調査である。「文化財保護法の一部改正に関する覚書」(昭和50年5月23日付)で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として文化財保護担当部局において実施するもの」とされており、担当部局は杵岐市教育委員会となるため、杵岐市と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
8	杵岐振興局	建設部 杵岐空港管理事務所	H30.1.31	杵岐空港化学消防車車検業務	1,504,414	杵岐市芦辺町住吉後触字筒 路12 杵岐重販株式会社 代表取締役 麻生 誠	対象車両が大型で特殊な化学消防車であることから、整備点検に要する設備・能力を有している必要があるが、分解整備用の特殊工具及び大型ジャッキ等の能力を有する業者は島内で限られている。さらに本業務が1日での作業となり、検査態勢をとることが可能な業者は「杵岐重販株式会社」1者のみであるため。	第167条の2 第1項第2号
9	杵岐振興局	建設部 管理・用地課	H30.3.23	郷ノ浦港緑地、印通寺港緑地及び勝本港緑地管理委託	2,614,896	杵岐市郷ノ浦町本村触562 番地 杵岐市長 白川 博一	杵岐市は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「郷ノ浦港緑地」「印通寺港緑地」「勝本港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地の管理を杵岐市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること、また、杵岐市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができる。以上の理由により、杵岐市と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
10	杵岐振興局	管理部 総務課	H30.3.27	杵岐振興局総合庁舎(杵岐保健所含む) 宿日直業務委託	3,013,200	個人のため未記入	宿日直業務は、平日夜間及び休日における庁舎管理、時間外の電話対応、郵便物等の收受並びに気象警報発令、事故や災害発生時の対応である。緊急時の対応等という業務の性質上、契約相手には信頼性、的確性を強く求められることから、一般公募のうえで面接等により個人の適性を判断し委任契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
11	杵岐振興局	建設部 杵岐空港管理事務所	H30.3.28	杵岐空港消防救難活動業務委託	36,384,000	杵岐市郷ノ浦町本村触562 番地 杵岐市長 白川 博一	杵岐空港の消防救難活動委託については、杵岐広域圏町村組合と消防協定を締結しており、市町村合併後は同組合の業務を杵岐市が承継している。また、航空機火災等高度な火災に対応できる者は島内には杵岐市消防本部しかなく、契約相手が杵岐市に限られるため。	第167条の2 第1項第2号